

東運整第307号の2
令和7年10月31日

一般社団法人
東京都トラック協会会長 殿

関東運輸局東京運輸支局長
(公印省略)

道路運送車両法第61条の2の規定に基づく自動車検査証の
有効期間の伸長について

令和7年10月9日に発生した台風22号による大規模災害のため、東京都八丈町に使用の本拠の位置を有する自動車は、当面、継続検査を受けることができない状態にあると認められるので、別紙のとおり自動車検査証の有効期間を伸長する旨を公示したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。